

池田光政筆「古筆臨模聚成」における『貫之集』古筆切三種

北井 佑実子

はじめに

備前岡山藩初代藩主、池田光政（二六〇九〜一六八二）は、学問を志すことに熱心であった。光政の筆になる作品は少なからず遺されており、現在、岡山県の林原美術館に蔵せられている。その中に「古筆臨模聚成」と称される巻物（全四巻）がある。光政が目にした古筆切を自身が書写し、それを巻物四巻に仕立てた作品である。光政は、約六百七十余葉の古筆切を書写しており、それは断簡だけではなく、本そのものを書写している場合もある。

本稿ではこの「古筆臨模聚成」のうち、『貫之集』の古筆切、藤原定家筆貫之集切・伝藤原行成筆貫之集切・伝寂然筆村雲切の三種を取り上げ、その意義について述べる。

「古筆臨模聚成」について

「古筆臨模聚成」《書籍名》については、すでに四辻氏の御論考^{〔1〕}がある。氏は、伝藤原公任筆「大色紙」取り上げて、その構成について子細に論じておられる。書誌的事項は、四辻氏の御論考に詳しいが、本稿では、氏が提示されたデータをもとに、私において新たに調査した箇所も含め、改めて確認する。

印籠造りの桐箱の蓋表に、「甲巻第一八號」と蔵札があり、「光政様御筆 同御筆 内筆者目録折本有／古筆写巻物 四巻」と記されている。「内筆者目録折本有」とあるが、目録は現存していない。かつては存在していたであろうか。箱の側面には、「書一五〇 光政公 四巻 古筆写 甲巻準18」と蓋表と同様

の蔵札が見られる。各巻の表紙は、萌黄色の具引紙に、金銀砂子、切箔、野毛、流水、松、蓮、草花などが金銀泥で描かれ、見返しは、鳥の子紙に金銀砂子、切箔、野毛、月、青海波を描く。表紙・見返しに描かれる題材は、巻によってそれぞれ異なる。本文の料紙は楮紙、天地に薄藍色の野各一条を引き、界高は約二十センチ。各巻の大きさは、縦二五・四センチ。界高が約二十センチなので、天地には各々数センチの余白があり、天の余白部分に古筆切の伝称筆者を記している。全長は、《書籍4801》が二七八四・五センチ、《書籍4802》が三三三七・三センチ、《書籍4803》が二五五九・八センチ、《書籍4804》が三九七五・三センチ。光政が書写している古筆切の伝称筆者は、《書籍4801》菅原道真から源実朝まで四十五名。《書籍4802》後鳥羽院から後水尾院まで二十四名。《書籍4803》九条兼実から津守国冬まで三十七名。《書籍4804》近衛家基から覚明まで八十八名。となっていて、総計一九四名、断簡数は約六百七十余葉となる。本稿で取り上げる『貫之集』の古筆切、藤原定家筆貫之集切・伝藤原行成筆貫之集切・伝寂然筆村雲切は、《書籍4801》に収載されている。

『貫之集』の伝本

古筆切の検討に入る前に、『貫之集』の伝本について触れておきたい。『貫之集』の伝本は、現在、第一類・第二類・第三類に大別され、祖本はそれぞれ異なる。第一類本は、『貫之集』全体の構成によって系統が分かれ、中でも、近世以降最も流布したのは、歌仙家集本である。本稿で取り上げるのは、第一類本の村雲切、第三類本の伝藤原行成筆貫之集切、さらに、藤原定家筆貫之集切である。

第一類 (1) 歌仙家集本 (正保四年刊九卷八八九首) 系

- ・陽明文庫本 (近・サ・68 九卷八九二首)
- ・東海大学桃園文庫本 (九卷八九二首)
- ・村雲切 (巻五の一部と巻八及び諸家蔵 七十七葉二五〇首)

(2) 素寂本 (巻一〜巻四の五四五首) 系

(3) 西本願寺本 (一〇巻七二七首) 系

(4) 資経本 (巻六巻七の三二六首) 系

- ・承空本 (七卷九二二首)

第二類 伝二条為氏筆天理図書館蔵本 (九一首)

伝二条為氏筆大阪青山短期大学蔵本 (九一首)

第三類 伝藤原行成筆貫之集切（一六葉四〇首）

藤原定家筆貫之集切

まず、藤原定家筆貫之集切についてみていく。定家筆切は、定家の真筆と認められる『貫之集』の断簡である。

〈資料一〉に掲げた図版が「古筆臨模聚成」《書籍 1681》のもので、伝称筆者の項には「定家／俊成子」²とある。和歌一首二行書、一面の行数は六行で、『貫之集』卷三（屏風歌）二九九・三〇〇・三〇一に該当する³。次に、〈資料二〉に掲げた図版は、『古筆学大成』⁴所収の定家筆切。一面の行数は八行で、『貫之集』卷三（屏風歌）二九九・三〇〇・三〇一・三〇二に該当し、『古筆臨模聚成』の書写内容とおおよそ一致している。二九九「ちぬとは」の歌には、同じく定家の筆で「在てる月ヲみさらましはか歌上」と書き入れが施されている。定家筆切は現在、『古筆学大成』⁵に五葉、『手鑑野辺のみどり』⁶に一葉、合計六葉が確認出来ている。もとの形は冊子本と知られ、和歌一首二行書で一面の行数は八行×十二行。

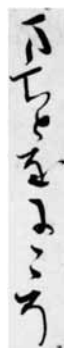
〈資料一〉「古筆臨模聚成」と〈資料二〉「古筆学大成」の図版を比較検討する。〈資料一〉をみると、〈資料二〉の一行目「た

ちぬとは」の歌の定家による書き入れ「在てる月ヲみさらましはか歌上」を省略して書写していることがわかる。さらに〈資料二〉七行目「河辺なる」の歌一首二行分も省略。「古筆臨模聚成」は、原本の書き入れや歌を省略して書写する傾向がみられるようである。それに対して、筆跡・字母の面においてはどうか。

「まちとをにこそ」



「古筆臨模聚成」



「古筆学大成」

「ま」の字母、「ち」から「と」にかけての連綿、「にこそ」の筆の運びが似ている。文字の趣は、両者比較的近いものがあるのではなからうか。

「ふたつこぬ」



「古筆臨模聚成」

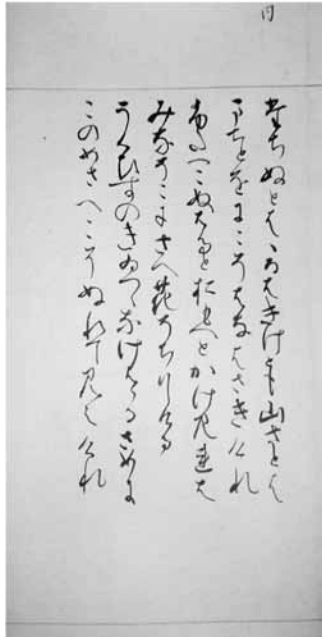


「古筆学大成」

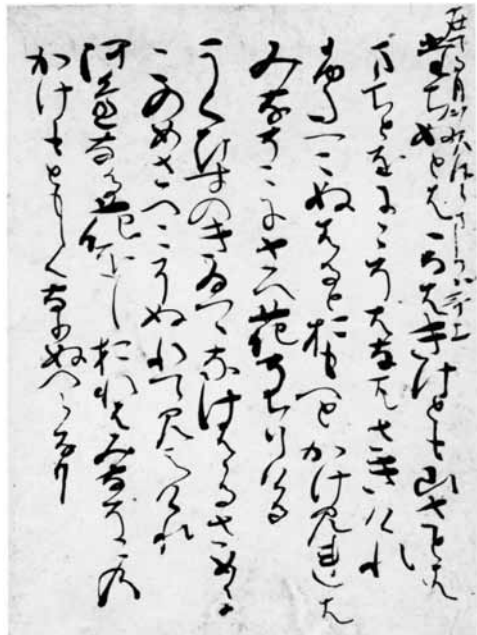
「ふ」の字母、「ふ」から「た」にかけての連綿、さらに、扁平

で横長の「つ」が特徴でよく似ている。断簡を全体的にみてみると、「古筆臨模聚成」には、定家の筆に特徴的な線の肥瘦が、やや感じられない面もあるう。しかしながら、筆跡・字母の面においては、原本に似せて書写しているのではなからうか。

〈資料一〉「古筆臨模聚成」《書籍》p.81 定家



〈資料二〉藤原定家筆貴之集切（『古筆学大成』18巻）



〈資料二〉の《翻刻》

たちぬとは、るはきけとも山さとは
 まちとをにこそはなはさきけれ
 ふたつこぬはるとおもへとかけ見れば
 みなそこにさへ花そちりける
 うくひすのきあつ、なけは、るさめに
 このめさへこそぬれて見えけれ

伝藤原行成筆貫之集切

次に、伝藤原行成筆貫之集切についてみていく。伝行成筆切は、伝称筆者を藤原行成とする『貫之集』の断簡である。

〔資料三〕に掲げた図版が「古筆臨模聚成」《書籍 1801》のもので、伝称筆者の項には「行成／一條比／世尊寺／相國伊尹公／孫父義孝」とある。和歌一首二行書、一面の行数は八行で、『貫之集』巻八（哀傷）七六七に該当する。次に〔資料四〕に掲げた図版が『古筆学大成』⁸所収の伝行成筆切。一面の行数は十行で『貫之集』巻八（哀傷）七六七に該当、「古筆臨模聚成」の書写内容と一致する。伝行成筆切は、現在『古筆学大成』⁹に一六葉四〇首の存在が確認出来ている。もとの形は四半の冊子本と知られ、主として和歌一首二行書であるが、度々散らし書きも見られる。一面の行数は十行のものが多く、散らし書きにより行数は一定していない。

では、伝行成筆切についても〔資料三〕「古筆臨模聚成」と〔資料四〕「古筆学大成」の図版を比較検討する。〔資料四〕をみると、詞書を八行で書写している。それに対して〔資料三〕では、詞書を六行で書写していることがわかる。詞書が八行から六行

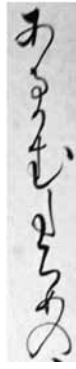
になっているからと言って、書写内容が省略されているわけではない。さらにみていくと、「古筆臨模聚成」は原本の書き入りを本文化して書写する傾向にもあるようだ。〔資料四〕一行目は「うせたまへる、ち」となっているが、〔資料三〕をみると、一行目「うせたまへるのち」となっていて、伝行成筆切の書き入りを本文化して書写している。同じく〔資料四〕二行目は「あ^かのとのにまいらて」となっているが、〔資料三〕をみると、二行目「かのとのにまいらて」となっている。次に、〔資料四〕五行目から六行目「あきの□なり」について。ここは、従来の伝行成筆切では判読不能であった箇所であるが、〔資料三〕四行目「あきの事なり」¹⁰と判読可能となる。さらに〔資料四〕四行目「ふるこ、ち□□」について。〔資料三〕八行目では「ふるこちすれ」となっているが、ここは係り結びの法則が要求される箇所であるゆえ、他本による援用が必要となろう。歌仙家集本（巻八・哀傷・七六七）では¹¹

京極中納言うせ給ひて後、あはたにすむ所ありける、
そこにゆきて松と竹とあるをみて

松もみな竹もわかれを思へはや涙のしくれふる心ちする
となつてゐる。係り結びの法則にしたがつて、結びは「ふる心ちする」と連体形になっている。次いで、字母・筆跡の面にお

いても確認する。

「あるかむたちめの」



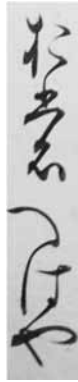
「古筆臨模聚成」



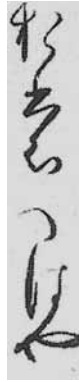
「古筆学大成」

丸みを帯びた小ぶりの「る」「やや右上がりの「む」「た」から「ち」「め」「の」にかけての連綿がよく似ている。詞書について、「古筆臨模聚成」は原本の八行分を六行で書写しているゆえ、文字と文字の間隔がいささか狭くなっている。

「おもへはや」



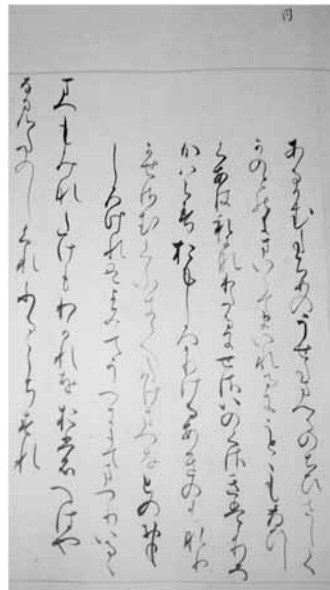
「古筆臨模聚成」



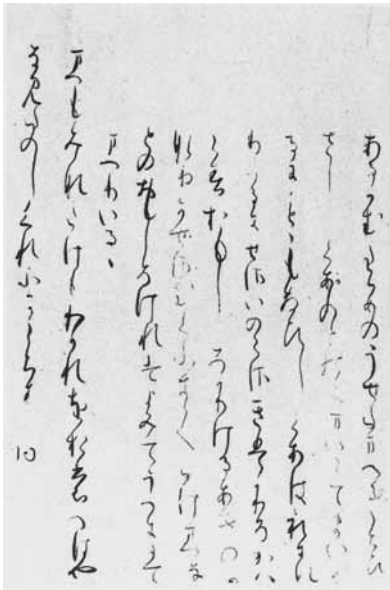
「古筆学大成」

「も」の字母、やや右下がりの「へ」から「は」「や」にかけての連綿が似ている。前述の定家筆切と同様に、字母・筆跡の面においては、原本に似せて書写していると言えよう。

〈資料三〉「古筆臨模聚成」《書籍448-1》行成



〈資料四〉伝藤原行成筆貴之集切（『古筆学大成』17巻）



〈資料三〉の《翻刻》

あるかむたちめのうせたまへるのちひさしく
かのとのにまいらてまられるにこと、もさひし
くあはれになりたるにせさいのくさはかりそ
かはらすおもしろかりけるあきの事なり
かせさむくふきてたけまつなどのおも
しろければよみてうへにたてまつりいる、
まつもみなたけもわかれをおもへはや
なみたのしくれふるこ、ちすれ

伝寂然筆村雲切

これまで、「古筆臨模聚成」に収載の『貫之集』の古筆切、藤原定家筆貫之集切、伝藤原行成筆貫之集切を、各々原本の断簡と比較検討してきた。最後に、伝寂然筆村雲切についてみていく。村雲切は、伝称筆者を寂然法師とする『貫之集』の断簡および零本である。もとの形は冊子本と知られる。和歌一首二行書、一面の行数は七行から十行程度。本文の至る所に、定家の書き入れがみられることが特徴である。現在、巻五の一部と巻八及び諸家蔵七十七葉二五〇首が確認出来ている。『新撰古

筆名葉集¹³⁾の「大原寂然」の項には、「村雲切 小四半砂子帚哥仙家集哥二行書定家卿ノ加筆アリ」とあり、古来より名物切として親しまれてきた。

前述した二種の古筆切とは異なり、村雲切の場合には、「古筆臨模聚成」によってのみ、その存在を知ることが出来る新出資料である、ということが重要となろう。(資料五)に掲げた図版が「古筆臨模聚成」《書籍58》のもので、伝称筆者の項には「寂然ノ藤原頼業ノ入道」とある。和歌一首二行書、一面の行数は五行。『貫之集』巻三(屏風歌)二九七・二九八に該当する。では、「古筆臨模聚成」に書写された『貫之集』の断簡が、村雲切のツレであるということを確認する。

歌序の異同からみていく。¹⁴⁾

297・298 ↓ 歌・陽・桃
298・356・357・ナシ・ナシ・358・ナシ・296・297 ↓ 西
297・359・361・298 ↓ 承
297・298 はナシ ↓ 素・資

「古筆臨模聚成」の歌序は297・298となっていて、歌仙家集本・陽明文庫本・桃園文庫本の並びに等しい。西本願寺本は、298・356・357の後に独自歌二首、さらに358・独自歌・296・297の並びになっていて、歌仙家集本・陽明文庫本・桃園文庫本と対立する。

承空本は297と298の間に359・361の二首が入る。素寂本・資経本は297・298の二首を有していない。ここは、同系統である歌仙家集本・陽明文庫本・桃園文庫本に対して、系統の異なる西本願寺本・承空本が、歌序の乱れを有している箇所である。「古筆臨模聚成」の歌序は、歌仙家集本系統と一致していると言えよう。

次に、本文異同について（本文は「古筆臨模聚成」）。

一行目「かひもなけれど」西・承

↓「ひもなけれども」歌・陽「日も永けれども」桃

二行目「なかめつるかれ」^{なか}

↓「なかめつるかな」歌・陽・桃・承

↓「なかめ鶴かな」西

四行目「をさ、はら」承

↓「をかさはら」歌・陽・桃・西

五行目「こまにそありける」歌・陽・桃

↓「こまにやあるらん」西・承

一行目「かひもなけれど」は、西本願寺本・承空本と一致し、

歌仙家集本・陽明文庫本・桃園文庫本と対立する。二行目「な

かめつるかれ」^{なか}は、一致する諸本は見出せず。四行目「をさ、

はら」は、承空本と一致し、歌仙家集本・陽明文庫本・桃園文

庫本・西本願寺本と対立。五行目「こまにそありける」は、歌

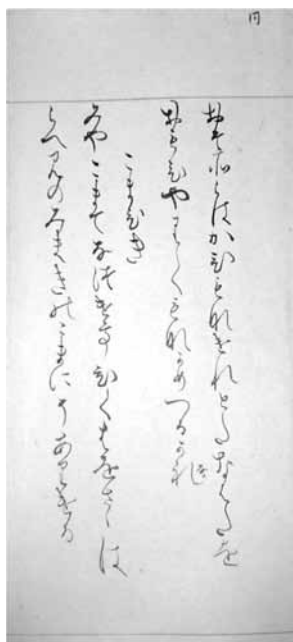
仙家集本・陽明文庫本・桃園文庫本と一致し、西本願寺本・承空本と対立する。本文異同をみると「古筆臨模聚成」の本文は、『貫之集』現存諸本中、いずれの系統にも属していないと言えらるるのではなからうか。

異同を検証した結果、「古筆臨模聚成」収載の『貫之集』卷三（屏風歌）二九七・二九八は、歌序においては歌仙家集本系統、本文においては『貫之集』現存諸本中、いずれの系統にも属していないと考えられる。現存『貫之集』諸本における村雲切（定家の校訂が入る前）は、拙稿⁶で次のごとく位置づけた。「校訂前の本来の村雲切は、歌序においては歌仙家集本系に近いが、本文を子細に見ると、歌仙家集本系は勿論、『貫之集』現存諸本中、いずれの系統にも属しておらず、新たな一系統として位置付けることが出来るよう。」従って、「古筆臨模聚成」の断簡は、伝称筆者が寂然、書写内容は『貫之集』、さらに歌序の異同・本文異同を検証した結果、村雲切のツレであると判断してよいのではなからうか。

しかし、「古筆臨模聚成」の断簡が村雲切のツレであると判断するにあたり、本文異同には注意すべき点がある。定家筆切と同様、村雲切においても書き入れや歌を省略して書写する傾向があるとしたら、本文異同については、なおのこと慎重にな

らねばなるまい。村雲切は、定家による加筆訂正、書き入れの筆がみられることが特徴である。仮に、光政が目にした村雲切の原本に、定家の書き入れが施されていたとしても、前述した古筆切二種のように、書き入れを省略、本文化して書写している可能性は否定できない⁽¹⁷⁾。このように、本文については注意を要する点も認められる。しかし先にも述べたように、伝称筆者が寂然、書写内容は『貫之集』、さらに歌序・本文異同の面からみて、「古筆臨模聚成」の断簡は、村雲切の新たなツレであると判断してよいのではなからうか。そして、現在は散逸しているが、「古筆臨模聚成」によつてのみ、その存在を確認することが出来る貴重な資料であると言えよう。

〔資料五〕「古筆臨模聚成」《書籍 1081》寂然



〔資料五〕の《翻刻》

おほそらはかひもなけれとたなはたを

おもひやりてもなな^なかめつるかれ

こまひき

みやこまでなつけてひくはをさ、は

らへみのみまきのこまにそありける

おわりに

「古筆臨模聚成」収載の『貫之集』古筆切、藤原定家筆貫之集切・伝藤原行成筆貫之集切・伝寂然筆村雲切についてみてきた。

まず、定家筆切・伝行成筆切は、原本と比較検討した。定家筆切は、原本に対して書き入れや歌を省略して書写、伝行成筆切は、書き入れを本文化して書写するという傾向が、各々みられた。このように「古筆臨模聚成」は、書写が忠実ではない部分があるので注意が必要とならう。しかし、伝行成筆切においては、従来、原本では判読不能であった箇所が、判読可能となることが明らかになった。字母・筆跡の面に関しては、異筆ながらも似せて書写していることから、透写ではなく臨写であるということ、さらに、光政の書写における意識の高さがうかが

える。

村雲切については、「古筆臨模聚成」に書写された断簡が、そのツレであるという判断を、歌序の異同・本文異同を確認しながら検証した。定家筆切・伝行成筆切でみたように、原本を忠実に書写していない可能性は完全に否定できないゆえ、本文異同には注意を要する点もある。しかしながら、伝称筆者が寂然、書写内容は『貫之集』、歌序・本文の異同の面からみて、ツレと判断してよいと考える。「古筆臨模聚成」の断簡は、村雲切の新たなツレ（新出断簡）として、本文に慎重を期する点も含め、今後の『貫之集』研究・村雲切研究において、貴重な存在となろう。そして、その資料的価値は極めて高いと言えよう。

〔注〕

- (1) 四辻秀紀氏「伝藤原公任筆「大色紙」の構成について―池田光政筆「古筆臨模聚成」の紹介をかねて―」（『金鯢叢書』第二十八輯・平成十三年十二月）。なお、「古筆臨模聚成」の名称は四辻氏に拠るもの。
- (2) 「古筆臨模聚成」は、伝称筆者ごとに断簡を書写している。伝称筆者が同一の場合、天の余白部分には「同」と記されて

いる。

- (3) 歌番号は、『新編私家集大成CD-ROM版』（エムワイ企画 平成二十年）による。以下、『貫之集』の歌番号は同様。
- (4) 小松茂美氏『古筆字大成』第18巻（講談社平成三年）。
- (5) 注（4）に同じ。
- (6) 『手鑑野辺のみどり』（淡交社昭和四十七年）。
- (7) 久保木秀夫氏『貫之集』伝寂然筆村雲切と藤原定家筆断簡（『かがみ』第四十五号 大東急記念文庫 平成二十七年）の御論考に、新たに新出断簡一葉の紹介がある。
- (8) 小松茂美氏『古筆字大成』第17巻（講談社平成三年）。
- (9) 注（8）に同じ。
- (10) 「あきの事なり」の「事」は、第二類の伝二条為氏筆本、『平安諸家集』（天理図書館善本叢書4 八木書店 昭和四十七年）でも補うことが出来る。
- (11) 歌仙家集本の本文は、『新編私家集大成CD-ROM版』（エムワイ企画 平成二十年）による。
- (12) 冷泉家時雨亭叢書第十四巻『平安私家集二』（朝日新聞社 平成五年）。
- (13) 小松茂美編『新撰古筆名葉集』（笠間書院 昭和四十六年）。
- (14) 諸本略号は、歌仙家集本↓「歌」、陽明文庫本↓「陽」、

桃園文庫本↓「桃」、素寂本↓「素」、西本願寺本↓「西」、資経本↓「資」、承空本↓「承」とする。

(15) 使用テキストは、歌仙家集本↓注(11)に同じ、陽明文庫本↓田中登氏『校訂 貫之集』(和泉書院 昭和六十二年)、桃園文庫本↓東海大学桃園文庫影印叢書『貫之集・伊勢大

輔集・周防内侍家集・前斎院御百首』(東海大学出版会 平成二年)、西本願寺本↓久曾神昇氏『西本願寺本三十六人集精成』(風間書房 昭和四十一年)、承空本↓冷泉家時雨亭叢書第六十九卷『承空本私家集上』(朝日新聞社 平成十四年)。

(16) 拙稿「村雲切にみる『貫之集』の本文―定家校訂以前について―」(平成二十六年 関西大学『国文学』第九十八号 関西大学国文学会)。

(17) 〈資料五〉二行目「なかめつるかれ」の書き入れ「なか」について。村雲切(原本)の書き入れは、定家の筆のみならず、少なくとも二筆にわたる。光政が目にした村雲切では、書き入れ「なか」が定家の筆になるか否か、判断しかねる。今後の検討に委ねたい。

〈付記〉

本論文は、関西大学の研究支援経費による共同研究「林原美

術館所蔵資料の総合的調査―岡山池田藩藩主の文事と岡山の文化を探る―」の成果である。貴重な資料の閲覧および撮影をお許しいただいた林原美術館の御厚情に、心より御礼申し上げます。

(きたい ゆみこ／本学非常勤講師)